

## 福祉用具購入をお考えの方へ

介護保険制度において、**要介護（支援）認定を受けた方**で、入浴または排泄等に使用する下記の種類の用具の購入にかかった費用について、保険給付を受けることができます。

**ご購入にあたっては、事前に介護支援専門員（ケアマネージャー）または幸せ長寿課にご相談下さいますようお願いいたします。**

1. 用具の種類
  - ①腰掛便座（ポータブルトイレ含む）
  - ②自動排泄処理装置の交換可能部品
  - ③簡易浴槽
  - ④移動用リフトのつり具部分
  - ⑤入浴補助用具
    - 入浴用いす
    - 浴槽用手すり
    - 浴槽内いす
    - 入浴台
    - 浴室内すのこ
    - 浴槽内すのこ
    - 入浴用介助ベルト
2. 支給限度額 原則1人の利用者につき年度内（4月から翌3月）に同一種類は1つまでですが、複数の種類を購入することは可能です。  
ただし、年度内10万円までが支給限度額となっています。
3. 利用者負担 支給限度額内における購入費の1割または2割。（※1）  
保険給付分（9割から7割）は申請に基づく支給決定後、口座振込みいたします。  
※1 **一定額以上の所得がある方は、利用者負担が2割または3割になります。**
4. 申請に必要な書類
  - ①福祉用具購入費支給申請書
  - ②福祉用具購入理由書（※1）
  - ③代理人選任届（振込口座の名義人が本人以外の場合）
  - ④福祉用具販売計画書の写し（※2）
  - ⑤購入した用具がわかるパンフレット等
  - ⑥領収書（利用者名）※原本の提示があればコピーでも可※1 居宅サービスを利用する（している）方は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する担当介護支援専門員（ケアマネージャー）に作成してもらいます。  
**居宅サービスを利用していない（利用する予定もない）方は、購入前に幸せ長寿課にご相談下さい。**
- ※2 福祉用具販売業者に作成してもらいます。
5. 購入業者 都道府県等に登録済みの業者であれば選択は自由です。